

高野町補助金

水回り改修補助金(高野町移住奨励空き家活用住環境整備補助金)

高野町への移住者が町内の空き家に入居される場合、その空き家の水回り改修にかかる費用を、町が一部支援いたします。(家主、移住者のどちらからでも申請可能です。)

補助金のご利用相談や、申請については、高野町観光振興課移住定住地域振興室までご相談ください

【対象経費】

- ・空き家の水回り改修に対する補助金

※台所、便所、風呂等の給水工事及び下水道への接続に関する工事

【補助額】

- ・1件あたり、補助率2分の1以内、**最大100万円を補助**

【条件】

- ・高野町内に空き家を所有する方が、高野町の支援を受けた町外からの移住者にその空き家を賃貸するため、空き家の水回りを改修する場合。
もしくは、町外からの移住者が、空き家を購入・借受けて水回りを改修する場合。
- ・高野町指定給水装置工事事業者、もしくは高野町下水道排水設備指定工事店が工事を行う場合に限ります。
- ・世帯全員が町税、使用料等の債務を滞納していない方

○補助金申請の流れ

